

随 意 契 約 結 果 一 覧

(保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課)

契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額(円)	契約の相手方を選定した理由	適 用
令和5年度(2023年度)北海道子どもの貧困対策ネットワーク事業委託業務	令和5年4月24日	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団 東京都豊島区東池袋1-44-3 池袋ISP タマビル	4,671,000	【選定理由】 1 子どもの居場所の運営等について優れた知見を有すること。 2 コーディネーター事業及び情報発信については、運営団体等のニーズに沿った支援方法を提案し、かつ、その内容を効果的・効率的に修得させるためのノウハウを有すること。 3 研修事業については、地域の実情に応じた支援が可能となるよう、手法等を適確かつわかりやすく教示することができること。 4 子どもの居場所について、全道域での支援が可能であること。 【契約方法の根拠】 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び 北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)	
令和5年度(2023年度)母子家庭等就業・自立支援センター事業委託業務(道南圏)	令和5年3月29日	社会福祉法人 函館市民生事業協会 函館市日乃出町21番17号	3,609,000	【選定理由】 1 事業を実施する事務所、相談室及び託児スペースの全てを有し、インターネットが利用できる通信環境が整備されていること。 2 就労及び母子寡婦福祉に関する法制度や各種施策に関する十分な知識を有し、就労相談や養育費相談、生活相談等に対応できる職員を2名以上確保していること。 3 平日夜間や土日祝日にも相談に応じられる体制を有していること。 4 パソコンやホームヘルパーなど就業に結びつく技能・資格を取得するための講習会等を開催した実績があること。	
令和5年度(2023年度)母子家庭等就業・自立支援センター事業委託業務(オホーツク圏)	令和5年3月29日	社会福祉法人 北見睦会 北見市北8条西1丁目1番地	6,047,000	5 自立支援のための個々の受給者の状況・ニーズに応じたプログラム策定や同種の支援の実績があること。 6 無料職業紹介事業の許可を得ていること。 【契約方法の根拠】	
令和5年度(2023年度)母子家庭等就業・自立支援センター事業委託業務(道北圏)	令和5年3月29日	社会福祉法人旭川市社会福祉協議会 旭川市5条通4丁目893-1	4,024,000	【契約方法の根拠】	

令和5年度(2023年度)母子家庭等就業・自立支援センター事業委託業務(釧路・根室圏)	令和5年3月29日	社会福祉法人 釧路まりも学園 釧路市白樺台2丁目2番9号	6,047,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び 北海道財務規則運用方針第3節関係1の(18)	
令和5年度(2023年度)母子家庭等就業・自立支援センター事業委託業務(十勝圏)	令和5年3月29日	社会福祉法人帯広市社会福祉協議会 帯広市公園東町3丁目9番地1	6,047,000		
令和5年度(2023年度)母子家庭等就業・自立支援センター事業委託業務(道央圏)	令和5年3月29日	社会福祉法人 北海道母子寡婦福祉連合会 札幌市中央区北1条東8丁目	6,047,000		
令和5年度DV被害者等支援事業委託業務	令和5年3月31日	NPO法人女のスペース・おん 札幌市中央区南1条西10丁目4-156 大通ホワイトビル4F-A	1,411,903	【選定理由】 1 本業務は、DV被害者に係る相談活動の推進や婦人相談所の一時保護(一時保護委託を含む)解除後のDV被害者等が地域で自立していくために必要な支援を実施するものであることから、個々の被害者のニーズにきめ細かに対応し、切れ目のない支援を行うためにも、一時保護を道立女性相談援助センターから委託されている団体が実施する必要がある。 2 一時保護を委託することができる者については、平成13年7月23日付け厚生労働省告示第254号で、「保護の実施に関する相当の活動実績」や「安全、衛生、プライバシー保護に配慮した設備」などの基準が定められており、当該基準を満たし、道立女性相談援助センターから一時保護委託を受けている事業者は上記の8事業者のみである。 3 また、DV被害者の支援は、加害者の追跡等から被害者の安全を守り、自立した生活再建に向け、適切な指導・助言を行うなど、高度な知識と豊富な経験を要する業務であることから、長	
令和5年度DV被害者等支援事業委託業務	令和5年3月31日	NPO法人ウィメンズネット函館 函館市本町20番4号	1,409,923		
令和5年度DV被害者等支援事業委託業務	令和5年3月31日	ウィメンズネット旭川 旭川市6条通り西3丁目2-20ポニーマンション2階右	1,409,923		

令和5年度 DV 被害者等支援事業委託業務	令和5年3月31日	NPO法人ウィメンズネット・マサカーネ 室蘭市輪西町 2-20-6	1,409,923	い間継続して被害者支援に係る業務を行ってきた団体であることが必要不可欠な要件であり、以上の要件を満たし、本事業の確実な履行が認められるのは、上記の者に限られることから、本業務を委託する事業者を選定する。 【契約方法の根拠】
令和5年度 DV 被害者等支援事業委託業務	令和5年3月31日	駆け込みシェルターとから 帯広市西6条北1丁目15番3キャピタル1-202号3	1,409,923	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び北海道財務規則運用方針第3節関係1の(18)
令和5年度 DV 被害者等支援事業委託業務	令和5年3月31日	一般社団法人ウィメンズ・きたみ 北見市とん田東町581-7プレオ1-A	1,409,923	
令和5年度 DV 被害者等支援事業委託業務	令和5年3月31日	NPO法人駆け込みシェルター釧路 釧路市南大通り4丁目1番2044号	1,409,923	
母子福祉資金貸付金未収金回収業務委託契約	令和5年3月29日	ニッテレ債権回収株式会社 東京都港区芝浦3丁目16番20号	契約により収納した金額の100分の29に相当する金額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額	

				北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)	
督促状等の圧着処理並びにその成果品の仕分け及び発送業務	令和5年3月29日	株式会社HBA 札幌市中央区北4条西7丁目1番地8	圧着処理 8円/件 仕分け 11,760円/回 発送 60サイズ1箱 770円 80サイズ1箱 835円 100サイズ1箱 900円 120サイズ1箱 950円	【選定理由】 本委託業務により圧着処理並びにその成果品の仕分け及び発送業務を行おうとする母子福祉資金等貸付金に係る督促状等は、北海道(情報政策課)が委託契約している「電子計算機処理ASPサービス提供業務」により作成される特定のフォーマットのものであるため、当該フォーマットの圧着処理並びにその成果品の仕分け及び発送業務に適した業者を選定する。 【契約方法の根拠】 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び 北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)	
児童相談情報管理システム改修	令和6年1月12日	株式会社HBA 札幌市中央区北4条西7丁目1番地8	4,250,290	【選定理由】 株式会社HBAは、現在、当該システムの運用保守業務の受託者であり、維持管理業務の受託者と同一の者にシステム改修を履行させなければ、障害発生時の対処に支障が生じるほか、管理責任の所在が不明確になるため、同社を選定した。 【契約方法の根拠】 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)	
令和5年度(2023年度)里親養育包括支援事業委託業務	令和5年3月27日	一般社団法人 北海道里親会連合会 札幌市中央区北2条西7丁目	3,967,000	【選定理由】 1 全道規模の組織体であり、かつ、各児童相談所管内で活動できる地区組織を有していること。 2 里親に対する相談対応、情報提供、助言及び研修などの援助を行えること。 上記の選考基準を満たす者は、契約の相手方のみであるため。 【契約方法の根拠】 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第3節関係1の(2)	

令和5年度(2023年度)社会的養護自立支援事業支援コーディネーター委託業務	令和5年3月28日	社会福祉法人北翔会 札幌市白石区川北2254番地1	8,232,992	<p>【選定理由】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 児童相談所や児童養護施設等の関係機関との連携が図られること。 2 退所児童への継続支援計画の策定に当たっては、児童との面接や関係機関との調整が必要となることから、児童への支援実績やコミュニケーション技術等を有している職員がいる等の児童福祉に関する経験があること。 3 対象者に対するこれまでの支援を継続的に実施できること。 上記の選考基準を満たす者は、契約の相手方のみであるため。 <p>【契約方法の根拠】</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第3節関係1の(18)</p>	
令和5年度(2023年度)社会的養護自立支援事業支援コーディネーター委託業務	令和5年3月28日	社会福祉法人旭川育児院 旭川市台場2条2丁目3番45号	8,232,992	<p>【選定理由】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 児童相談所や児童養護施設等の関係機関との連携が図られること。 2 退所児童への継続支援計画の策定に当たっては、児童との面接や関係機関との調整が必要となることから、児童への支援実績やコミュニケーション技術等を有している職員がいる等の児童福祉に関する経験があること。 3 対象者に対するこれまでの支援を継続的に実施できること。 上記の選考基準を満たす者は、契約の相手方のみであるため。 <p>【契約方法の根拠】</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第3節関係1の(18)</p>	
令和5年度(2023年度)社会的養護自立支援事業就労相談支援委託業務	令和5年3月28日	キャリアバンク株式会社 札幌市中央区北5条西5丁目7番地 sapporo55	5,738,700	<p>【選定理由】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 有料職業紹介事業の許可を受けていること。 2 継続支援計画に基づく適切な就労に関する相談支援等の実施が可能なこと。 3 若者への就労に関する相談事業等の実績があること。 4 継続的に児童と安定した関係のもとで、就職後の支援を行う必要があること。 	

				<p>上記の選考基準を満たす者は、契約の相手方のみであるため。</p> <p>【契約方法の根拠】</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 北海道財務規則運用方針第3節関係1の(18)</p>	
--	--	--	--	--	--

- 注1 この様式は、年度ごと、月ごと等、適宜区分して使用すること。
- 2 課等ごとに公表する場合は、「課等名」欄は適宜削除して使用すること。
- 3 「契約の相手方」欄は、契約の相手方の商号又は名称及び住所を記載すること。
- 4 公表の対象契約のうち、特定調達契約以外の契約で公表の必要性がある契約において、契約の相手方が個人（事業者である個人を除く。）の場合にあっては、契約担当者等は、北海道個人情報保護条例（平成6年条例第2号）等関係法令に従って取得した個人情報を適正に取り扱い、契約の相手方の個人名を公表しないときには、「契約の相手方」欄に「A」、「B」など個人が特定できないように記載すること。
- 5 「契約の相手方を選定した理由」欄には、決定書等に記載した理由及び契約方法の根拠を記載すること。
- 6 単価契約の場合は、「契約金額」欄に「月額〇〇円」等と記載し、「摘要」欄に「単価契約 総価額〇〇円」等と記載すること。